

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

神戸市営住宅条例施行規則 の改正について

意見募集期間

令和4年4月15日～5月16日

問い合わせ先

神戸市建築住宅局住宅管理課

電話078-595-6540

1 意見募集期間

令和4年4月15日（金）～令和4年5月16日（月）

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1-30 三宮国際ビル3階
神戸市建築住宅局住宅管理課 「規則改正意見募集」宛
※令和4年5月16日（月曜）必着

(2) ファクシミリ による提出

(078)595-6662 神戸市建築住宅局住宅管理課 「規則改正意見募集」宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス:jyutakukanri@office.city.kobe.lg.jp

件名には「規則改正意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市建築住宅局住宅管理課
神戸市中央区浜辺通2丁目1-30 三宮国際ビル3階
平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「神戸市営住宅条例施行規則」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和4年6月上旬頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室（市役所1号館18階）でご覧いただけます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、神戸市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないととも、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

「神戸市営住宅条例施行規則」の一部改正（案）の概要

神戸市建築住宅局住宅管理課

1. 主旨

神戸市営住宅では配偶者からの暴力を受けた被害者が住宅募集に申込をされる際、以下の証明を求めています。

- ① 婦人保護施設等で配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」といいます。）の規定による保護を受けている（市長が類するものとして定めるものを含む。）又は保護の終了した日から5年以内であること
- ② 配偶者暴力防止等法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、命令が効力を生じた日から5年以内であること

このたび、配偶者からの暴力を受けた被害者について更なる居住の安定及び自立の支援を図るため、市営住宅への入居の取扱いに関する内容を検討しています。

つきましては、改正案の概要を公表いたしますので、皆さまのご意見を募集いたします。

2. 改正案の概要

高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者を規定する神戸市営住宅条例施行規則第3条のうち、配偶者暴力防止等法に規定する被害者に係る号に、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」及び婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して配偶者暴力被害者支援を行っている民間支援団体による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」が発行されている者を加えます。

3. 施行予定日

令和4年7月1日